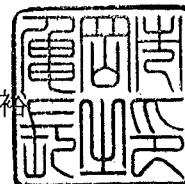


亀岡市公告第111号

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年12月13日

亀岡市長 桂川 孝裕



1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務

(2) 業務内容

亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務仕様書のとおりとする。

(3) 業務期間

ア 導入・構築業務

契約締結の日から令和6年3月31日まで

イ サービス利用・運用保守業務（予定）

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 導入・構築業務 3,533,200円

イ サービス利用・運用保守業務 月額202,400円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。

なお、提案額が見積限度額を超過している場合は失格とする。

2 その他

詳細は、亀岡市立保育所・認定こども園・幼稚園における保育業務支援システム導入業務及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領による。